

富里市低入札価格調査制度要領

平成21年3月30日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、富里市が競争入札により工事の請負の契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の実施から落札者又は落札候補者（以下、「落札者等」という。）の決定までの一連の事務手続その他の事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令第167条の10第1項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は同法施行令第167条の10の2第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 主務課長 建設工事等契約事務取扱実施規程（平成10年4月10日訓令第7号）第2条に規定する主務課長をいう。
- (4) 低価格入札者 総合評価落札方式によらない入札においては調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいい、総合評価落札方式による入札においては、富里市総合評価落札方式一般競争入札実施要領（以下、「総合評価実施要領」という。）第9条第1項各号に該当し、かつ、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいう。
- (5) 入札書比較価格 予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。
- (6) 第1順位者 総合評価落札方式によらない入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者をいい、総合評価落札方式による入札においては、総合評価実施要領第9条第1項に規定する最高評価値者をいう。

- (7) 被調査者 低価格入札者のうち、現に低入札価格調査を受けている者をいう。

(適用対象事業)

第3条 この要領は、競争入札により工事の請負契約（予定価格3千万円以上の工事に係る契約に限る。）を締結しようとする場合に適用する。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格を次の各号により定めるものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額（ただし、その額が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に100分の92を乗じた額とし、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に100分の75とする。）から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。
- ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
エ 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額
- (2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額を設定することができるものとする。

(予定価格調書への調査基準価格の記載)

第5条 予定価格を記載した書面である予定価格調書に調査基準価格を「（調査基準価格 ○○円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を記載するものとする。

(入札者への周知)

第6条 入札公告又は指名通知に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
(2) 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者等の決定を保留とし、調査実施のうえ後日それを決定すること及び入札者に対しそ

の決定の通知をすること。

- ③ 低価格入札者は、第1順位者であっても必ずしも落札者等とならない場合があること。
- ④ 低価格入札者は、事後の事情聴取等の調査に協力すべきこと。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者は入札を無効とすること。
- ⑤ 低価格入札者は、開札をした日の翌日から起算して6日以内（富里市の休日を定める条例（平成元年富里市条例第20号）に定める市の休日は除く。）に、企画財政部財政課長（以下、「財政課長」という。）から指示された書類を作成し提出しなければならないこと。なお、第1順位者でなくとも財政課長からの指示により提出しなければならず、規定の期限までに提出しない者は入札を無効とすること。
- ⑥ 低価格入札者との契約に係る契約保証の額は、契約金額の10分の3以上とすること。
- ⑦ 低価格入札者との契約に係る前払金の支払い限度額は、契約金額の10分の2以内とすること。

（入札の執行）

第7条 財政課長は、開札の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る時は、落札の決定を保留する旨を宣言し、落札者等は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。ただし、第1順位者が複数の者である場合においては、くじを引かせ第1順位者を1者に確定した後、落札者等の決定を保留とするか否か判断するものとする。

2 前項の規定による落札者等の決定を保留する旨の宣言及び落札者等は後日決定する旨の告知は、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより「保留通知書」を発行することをもって代えるものとする。

3 第1項の規定により入札を保留としたときは、財政課長は、入札の終了後直ちに、富里市建設工事等の指名業者選定及び入札参加資格審査会（以下、「審査会」という。）へ報告するものとする。

（低入札価格調査の実施）

第8条 主務課長及び財政課長は、前条の規定により落札者等の決定が保留されたときは、次に掲げる調査を行うものとする。ただし、第1号から第10号までの事項について、主務課長が行い、第11号から第13号までの事項について、財政課長が行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由（別記第3号様式。必要に応じ、入札価格の積算内訳書を徴する。）
- (2) 入札価格の積算内訳書
- (3) 契約対象工事を行う現場付近における手持工事の状況（別記第4号様式）
- (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況（別記第5号様式）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所及び倉庫等との関連（別記第6号様式）
- (6) 手持資材の状況（別記第7号様式）
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（別記第8号様式）
- (8) 手持機械数の状況（別記第9号様式）
- (9) 労務者の具体的供給見通し（別記第10号様式）
- (10) 過去に施工した公共工事の名称及び発注者（別記第11号様式）
- (11) 経営内容
- (12) 経営状況について取引金融機関及び保証会社等への照会
- (13) 信用状況（建設業法違反の有無、貸金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (14) その他必要な事項

2 主務課長及び財政課長は、被調査者に対して、前項各号に掲げる事項に関する書類の提出並びに事情聴取及び調査の協力を求めなければならない。

3 財政課長は、前項第12号に掲げる事項の調査を実施するに当たり必要があるときは、被調査者から同意書（別記第1号様式）を徴するものとする。

4 主務課長は、第1項に規定する調査を行ったときは、低入札価格調査表（別記第2号様式）を作成し、財政課長に提出するものとする。

5 財政課長は、前項の規定による低入札価格調査表を審査会に提出し、審査を受けるものとする。なお、審査時の説明は、主務課長及び財政課長又は各々の課の長に命ぜられた職員が行うものとする。

（書類の提出等）

第9条 前条第1項に規定する調査に関する書類の提出期限は、開札した日の翌日から起算して6日以内（富里市の休日を定める条例（平成元年富里市条例第20号）に定める市の休日は除く。）とする。

2 主務課長は、被調査者が正当な理由なく前項の規定による期日までに書類を提出しないとき又は事情聴取に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止し、速やかに財政課長に報告するものとする。

3 前項に係る場合、財政課長は審査会にその旨を報告するとともに、当該被

調査者に対し第16条の規定により措置するものとする。

- 4 主務課長は、第8条の規定による調査の実施にあたり、前3項の規定について被調査者に対し説明等を行うものとする。

(次順位者以下の者に対する低入札価格調査の実施)

第10条 第1順位者の入札価格によっては、当該契約に適合した履行がなされないおそれがある場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したもののうち、第1順位者の次に低い価格をもって入札をした者又は評価値の高い者(以下「次順位者」という。)を落札者等と決定することができる。ただし、次順位者が低価格入札者であった場合は、低入札価格調査の手続きによるものとし、前条までの手続きによりこれを調査するものとする。以下順次同様に、低価格入札者について、低入札価格調査を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、履行期間、時間的な制約等特別な事由がある場合、低価格入札者全員に対して、低入札価格調査を同時に行うことができるものとする。

(落札者等の決定)

第11条 市長は、審査会の結果報告を受け、次の各号の定めるところにより落札者等を決定するものとする。

- (1) 被調査者が契約の内容に適合した履行がされると認められるときは、当該被調査者を落札者等として決定するものとする。
- (2) 被調査者が契約の内容に適合した履行がされないと認められるときは、次順位者を落札者等として決定するものとする。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、次順位者が低価格入札者であるときは、第10条第1項ただし書きの例により調査し、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定によっても落札者等が決定せず、低価格入札者以外の者による入札のうち最低の入札価格が、予定価格の制限の範囲内に達していない場合は、入札不調として当該入札は打ち切るものとする。

(落札者等への通知)

第12条 財政課長は、前条の規定により落札者等が決定したときは、当該落札者等にその旨を通知するとともに、入札者に対しても同様の通知を行うものとする。

(契約の締結)

第13条 低価格入札者と契約を締結する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約保証の割合は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 契約不適合責任の担保期間は、設備工事等にあたっては2年、建設工事にあたっては3年とする。
- (3) 当該契約に係る前金払は、請負代金額の10分の2以内とする。

(監督体制の強化等)

第14条 低価格入札者と契約を締結した場合、主務課長及び監督職員は、契約金額にかかわらず、富里市建設工事適正化指導要綱に準じ、施工体制台帳等の作成及び提出を求めるとともに、中間検査、技術者の配置及び下請契約に関する状況等について重点的に確認を行うものとする。

(情報の公開等)

第15条 市長は、低入札価格調査の結果によって、第1順位者を落札者とせず、ほかの者を落札者とした場合の理由は、企画財政部財政課において、閲覧の方法をもって公表するものとする。

(虚偽説明等への対応)

第16条 市長は、落札者の決定後、落札者が虚偽の書類の提出又は虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合は、富里市建設工事請負業者等指名停止措置要領により指名停止等の措置を講じるものとする。なお、第9条第2項に規定する場合も同様とする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査制度について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。